

伊根町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(令和7年1月1日)	A		B	B/A	5年度の人件費率
6年度	人	千円	千円	千円	%	%
	1,808	3,888,217	377,229	685,933	17.64	15.04

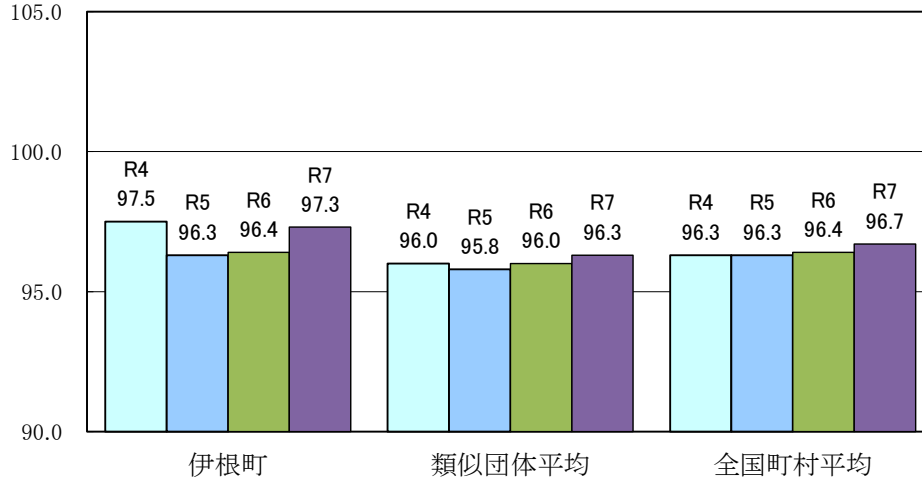
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給与				(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	62	207,207	30,258	87,152	324,617	5,236	5,732

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※ 本町には人事委員会はありません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)		
	円	円	円	%	%	
			(%)			

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		
	月	月	月	月	月	

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

特記事項 : 本町は人事委員会未設置のため空欄となります。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の上重りの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている

①給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

令和7年4月1日から3級～6級の初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げ、附則で号給の切替表を規定している。

②地域手当の見直し

(支給割合)令和7年4月1日:国基準4%に対し、伊根町においても4%を支給。

(支給時期)令和7年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は4%、令和8年4月1日は国基準と同率の7%を支給。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伊根町	40.4 歳	321,617 円	381,879 円	363,682 円
京都府	40.9 歳	316,455 円	406,663 円	366,635 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
伊根町	55.4 歳	2 人	245,700 円	278,032 円	255,528 円	-	-	-	-
うち用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	清掃等従事者	48.1 歳	248,800 円	*
うち学校給食員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
うち自動車運転手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
うちその他	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	飲食物調理従事者	43.6 歳	287,600 円	*
京都府	58.3 歳	87 人	358,517 円	407,506 円	388,954 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	-	-	-	-
類似団体	49.3 歳	1 人	293,189 円	324,478 円	310,165 円	-	-	-	-

区分	参 考 年 収 ベ ー ス (試 算 値) の 比 較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊根町	- 円	- 円	-
うち用務員	* 円	3,302,900 円	*
うち学校給食員	- 円	- 円	-
うち自動車運転手	- 円	- 円	-
うちその他	* 円	3,753,000 円	*

※ 伊根町の技能労務職の内訳について、各区分1人であるため、給料等は非公表(*)とする。
 ※ その他は保育所(園)である。
 ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年度～令和4年度の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	伊根町			京都府		国	
	大学卒	220,000 円	188,000 円	228,500 円	197,000 円	220,000 円	188,000 円
一般行政職	大学卒	220,000 円	188,000 円	228,500 円	197,000 円	220,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	-	-	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年～15年未満		経験年数15年以上～20年未満		経験年数20年以上～25年未満		経験年数25年以上～30年未満	
	大学卒	298,200 円	322,200 円	377,700 円	379,500 円	253,800 円	- 円	- 円
一般行政職	大学卒	298,200 円	322,200 円	377,700 円	379,500 円	253,800 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円

(注) - 表示は該当職員がいない区分である。
 職員数が少ない区分については非公表(*)とする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

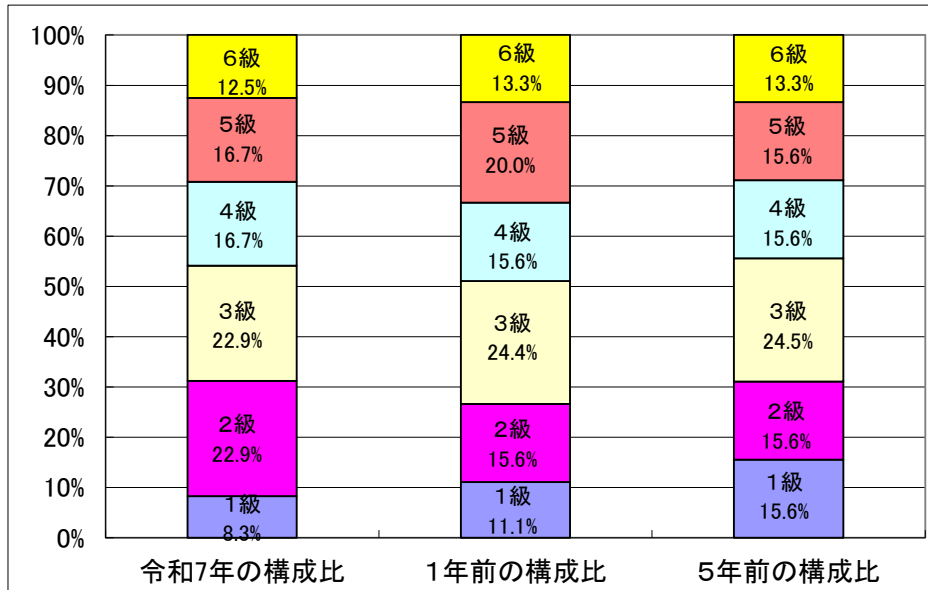
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日時点)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6級	参事、課長、教育次長	6人	12.5%	355,200円	415,700円
5級	主幹、会計管理者、議事事務局長、課長補佐	8人	16.7%	321,300円	398,200円
4級	係長	8人	16.7%	298,800円	386,100円
3級	主任	11人	22.9%	265,300円	354,700円
2級	主事	11人	22.9%	230,000円	308,500円
1級	主事・主事補	4人	8.3%	183,500円	258,100円
計		48人	100.0%		

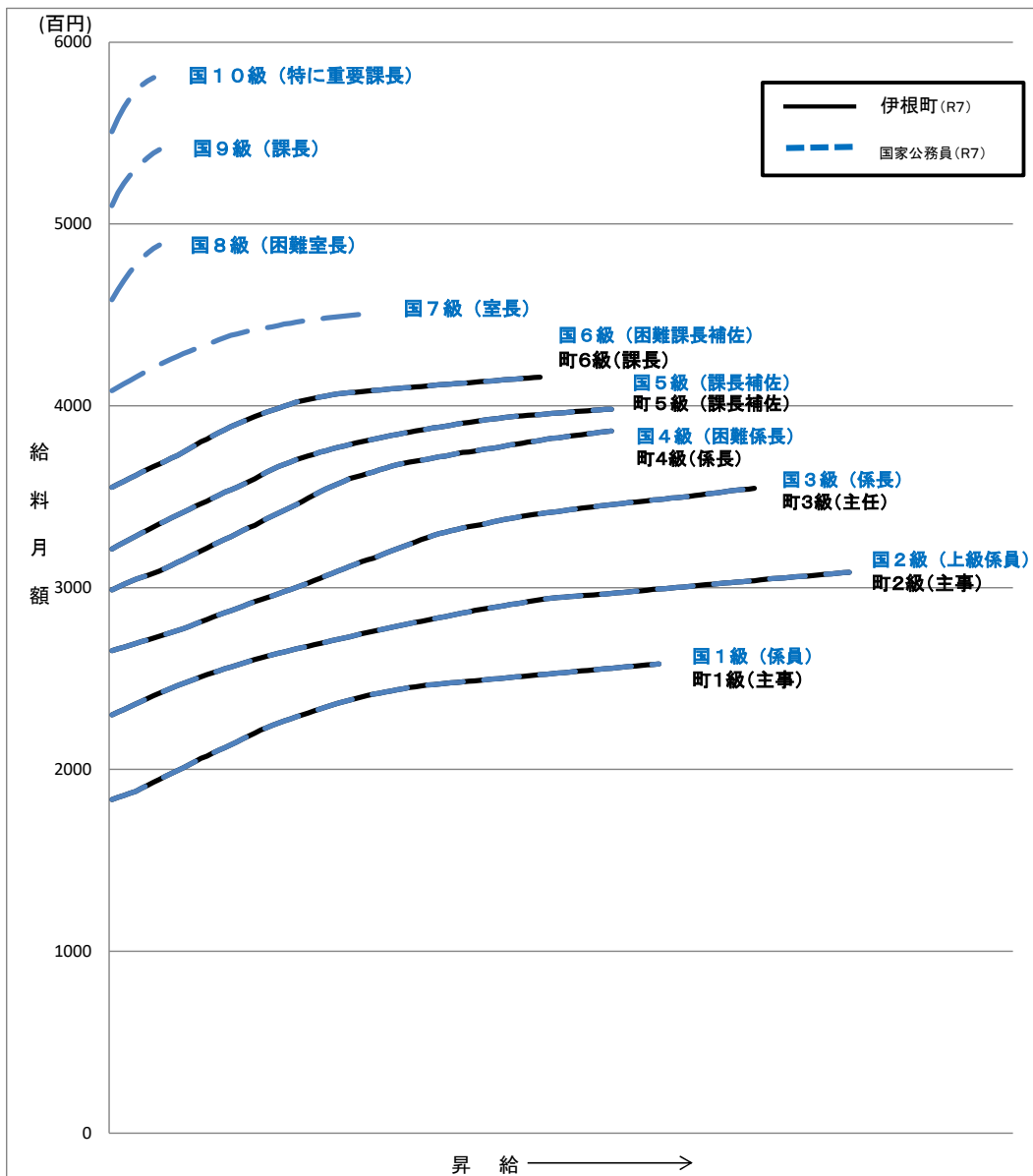
(注)1 伊根町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合がある。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(伊根町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用している昇給区分				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 根 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,406 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,776 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.025)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況(伊根町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用している昇給区分				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊 根 町		国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年		
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分		
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分		
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分		
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
(退職時特別昇給 制度なし)			
1人当たり平均支給額 (自己都合) (応募・定年)			
426 千円 15,828 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度～令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績(令和6年度)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-		円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)	
伊根町	0 %	0	0	%

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	6 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	1,727 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	0.02 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健衛生担当職員	①感染症の患者の看護等 ②家畜伝染病防除に係る作業従事	①1日当たり290円 ②1日当たり380円
死体処理手当	死体処理に従事した職員	死体処理に従事	1日当たり1,000円
医師業務手当	医師	医療業務従事	月額 600,000円
緊急医療業務手当	医師	時間外診療手当 時間外往診手当	1回当たり 5,000円 1回当たり 8,000円
医師業務手当	医師	医療機関等への派遣	(4時間未満)1回当たり40,000円以内 (4時間以上)1回当たり80,000円以内 (施設入所者の健康管理の場合) 月額100,000円以内
災害応急作業等手当	災害応急作業に従事した職員	災害発生現場での応急作業従事	従事した作業に応じて条例で定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	8,516 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	164 千円
支給実績(5年度決算)	9,400 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	196 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③その他の扶養親族 6,500円 *16歳～22歳 5,000円加算	同		4,979 千円	216,478 円
住居手当	・月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃に応じて、28,000円以内	同		2,638 千円	175,867 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し運賃等を支払う職員は運賃相当額(最高55,000円) 交通用具使用者(片道2キロメートル以上) (距離に応じ2,000円～31,600円の範囲)	同		5,163 千円	92,196 円
管理職手当	参事 72,700円 課長、教育次長 62,300円 主幹、議会事務局長 49,600円 会計管理者、課長補佐、保育所長 40,100円	同		8,931 千円	595,400 円
宿日直手当	1回4,400円	同		537 千円	10,740 円
管理職特別勤務手当	勤務 6時間未満 6,000円/回 6時間以上 9,000円/回	同		441 千円	29,400 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	
		(参考)類似団体における最高/最低額	等
給 料	町 長	690,000 円	846,800 円 / 528,000 円
	副 町 長	563,000 円	677,700 円 / 481,000 円
	議 長	262,000 円	400,000 円 / 203,000 円
	副 議 長	199,000 円	314,000 円 / 130,000 円
報 酬	議 員	170,000 円	290,000 円 / 109,000 円
	町 長	(6年度支給割合)	3.45 月分
期 末 手 当	副 町 長		3.45 月分
	議 長	(6年度支給割合)	3.45 月分 (議長・副議長・議員とも同月数)
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額等×在職年数×530/100 給料月額等×在職年数×315/100	14,628,000 円 任期毎 7,093,800 円 任期毎
備 考		退職手当組合に加入	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

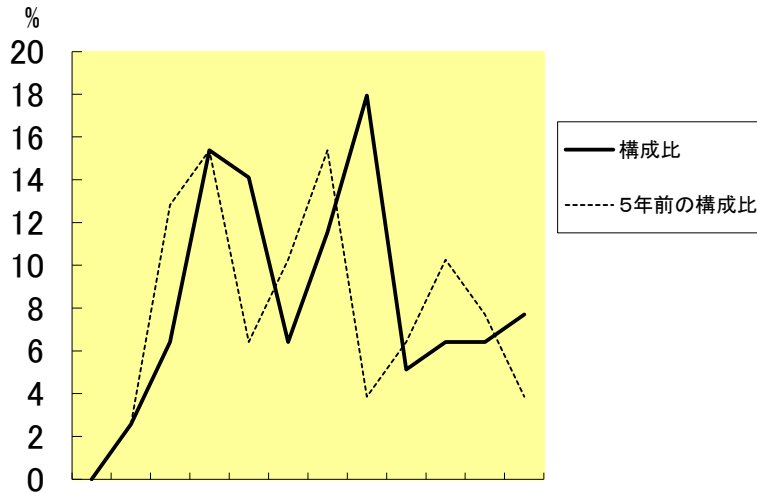
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	令和6年	令和7年			
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	17	19	2	4月末退職者がいるため重複配置、業務内容の見直しによる増
	税務	4	4	0	
	民生	18	17	△1	業務内容の見直しによる減
	衛生	5	5	0	
	農林水産	5	6	1	欠員補充
	商工	2	2	0	
	土木	4	4	0	
	計	56	58	2	<参考> 人口1万当たり職員数 320.80 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 207.64 人)
	教育部門	6	7	1	退職者がいるため重複配置
消防部門	0	0	0		
小計	62	65	3	<参考> 人口1万当たり職員数 359.51 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 244.85 人)	
公営企業等	水道	2	2	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	10	11	1	
	小計	12	13	1	看護師の採用
合計	74	78	4	<参考> 人口1万当たり職員数 431.42 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	5人	12人	11人	5人	9人	14人	4人	5人	5人	6人	78人

(3)職員数の推移

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	58	57	58	57	56	58	0 (0.0 %)
教育	5	5	6	6	6	7	2 (40.0 %)
消防							
普通会計計	63	62	64	63	62	65	2 (3.2 %)
公営企業等会計計	11	12	11	12	12	13	2 (18.2 %)
総合計	74	74	75	75	74	78	4 (5.4 %)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

※伊根町では地方公営企業法を全部適用する公営企業がありませんので、省略します。